

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	仮使用の承認	
根拠法令・条項	消防法 第11条 第5項	
所 管 課	予防部	危険物保安課
審 査 基 準	(堺市高石市消防組合消防長通知) ①製造所等の仮使用承認基準(昭和59年3月31日24号)	
標準処理期間	標準処理期間	①別表のA欄に掲げる製造所等に係るもの 14日 ②別表のB欄に掲げる製造所等に係るもの 10日 ③別表のC欄に掲げる特定屋外タンク貯蔵所に係るもの 14日
	標準処理期間を設定できない理由	

別表

区分	製造所等の別
A	移送取扱所、危険物の規制に関する政令第20条第1項第1号に規定する著しく消火困難な製造所及び一般取扱所
B	上記以外の危険物製造所等（特定屋外タンク貯蔵所を除く）
C	特定屋外タンク貯蔵所